

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・調査研究 ・研修 ・連絡調整、指導 ・情報・資料の収集、提供 ・その他必要な業務 	担当部局・担当課室	社会援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第99条	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>社会福祉事業に従事する者の確保の促進を図るため、国及び地方公共団体の取組みを義務づける基本指針（社会福祉法第89条）について規定するだけでなく、実際に福祉人材の確保を行う社会福祉法人の指定及びその業務内容を法律上位置づけることで、福祉人材の確保が一層強力に促進されることが不可欠であると考えられたため。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>厚生労働大臣が指定する中央福祉人材センターの業務（社会福祉法第100条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。 2 二以上の都道府県の区域における社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究を行うこと。 3 社会福祉事業等の業務に関し、都道府県センターの業務に従事する者に対して研修を行うこと。 4 社会福祉事業等の業務に関し、社会福祉事業等従事者に対して研修を行うこと。 5 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。 6 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。 7 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び社会福祉事業等従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。 		
事務・事業の目的	<p>社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的として設置された都道府県福祉人材センター等の業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県福祉人材センター等の健全な発展を図るとともに、福祉・介護人材の確保を推進することを目的とする。</p>		
関連する政策目標	<p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p>		

等	<p>施策大目標 2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>
法人の指定等の状況	別紙のとおり
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし
料金等・積算根拠	別紙のとおり
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材情報システムにおける採用者数 4,944人 ・福祉人材情報システムにおける紹介人数・応募人数 7,964人
国からの補助金等	<p>○補助金・委託費等（令和3年度）： 53,483千円</p> <p>○内容：社会福祉法人 全国社会福祉協議会に対する中央福祉人材センター運営事業費の補助</p>
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>●各種委員会、研修の効率化</p> <p>令和2年度コロナ禍を契機として、各種委員会、研修については極力オンライン化、又は集合・オンラインの併用を図ることで効率化・経費削減に努め、一部の研修受講料を下げる等している。</p> <p>なお、中央福祉人材センター運営事業費は、平成28年以降微増しているが、増額部分はシステム改修、システム運用保守に係るものであり、効率的な事業運営に努めている。</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている福祉・介護分野は、地域における成長分野として位置づけられ、今後の雇用の受皿として期待されていることから、今後も量的確保と資質向上を図る必要があり、現在の社会的ニーズは高い。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>中央福祉人材センター運営事業については、コスト削減を継続するとともに、全国的な福祉・介護分野の求職・求人情報を提供する福祉人材情報システムにおいて利用者が自宅から求人情報を確認することを可能にする等、利用者の利便性を向上する等、現在の社会的ニーズに照らした事業の見直しを随時実施。</p>

	<p>●事務・事業の有効性</p> <p>中央福祉人材センター運営事業については、求職者・求人事業者のニーズ把握と的確なマッチングの実施、福祉人材情報システムの改修等により、紹介人数・応募人数に対する採用者数の割合は年々増加（平成26年度 21.7%→令和3年度 62%）しており、当該事業が効果的に行われている。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>全国を通じて一つの社会福祉法人を指定することで、都道府県福祉人材センターとの連絡体制が適切に確保され、福祉・介護分野の人材確保対策が一定の水準をもって行うことが可能。</p> <p>現在、指定されている社会福祉法人全国社会福祉協議会は、福祉人材センターが社会福祉法に規定される以前から、社会福祉事業等従事者の確保や研修等を実施しており、中央福祉人材センターの業務を適正かつ確実に実施することが可能。</p> <p>なお、前述のとおり、運営費のコスト削減や利用者の利便性向上等も継続的に行っており、実施主体として適格である。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	<p>中央福祉人材センターの業務は、社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人の組織と知見を活用することで、国が直接実施するよりも、より効率的・効果的に福祉・介護分野の人材確保を実施することが可能。</p>
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<p>「事業実績報告書」（中央福祉人材センター、令和3年作成）</p> <p>「令和2年度福祉分野の求人求職動向 福祉人材センター・バンク職業紹介実績報告」（中央福祉人材センター、令和3年7月作成）</p>
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)	<p>引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている福祉・介護分野において、今後も量的確保と資質向上を図る必要があることから、中央福祉人材センターは、福祉・介護人材の確保に資する取組みをより効果的に行うとともに、事業内容について不断の見直しに努める必要がある。</p>
備考	

別紙

合計 1 法人

- ・ 社会福祉法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
社会福祉法人（1 法人）			
社会福祉法人 全国社会福祉協議会	平成 5 年度	03-3581-7801	<p>○中央福祉人材センター主催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材情報システム研修会 受講料 3,000 円 ・福祉人材センター業務・法令研修 受講料 7,000 円 ・福祉人材センター・バンク 基幹職員会議 参加費 5,000 円 ・マッチング機能強化研修会 受講料 6,000 円 <p>○中央福祉学院主催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」指導者養成研修会 参加費 25,500 円 <p>※参加費額は令和 3 年度実績。 また、参加状況により参加費の変動はあり得る。</p>